

学校給食費に関する現状について

1 学校給食費に関する経費負担について

学校給食に関する経費のうち、学校給食の実施に必要な施設設備費や学校給食の運営に要する人件費などは、義務教育諸学校の設置者が負担し、それ以外の経費は、児童生徒の保護者が負担することが法令で定められています。

本市では、そのうちの食材料費を「学校給食費」として、保護者負担としています。

○学校給食費に関する経費区分

経費区分	負担区分	法的根拠	備考
人件費	設置者	学校給食法第 1 1 条第 1 項 同法施行令第 2 条第 1 項第 1 号	
施設設備費		学校給食法第 1 1 条第 1 項	
修繕費		学校給食法第 1 1 条第 1 項 同法施行令第 2 条第 1 項第 2 号	
食材料費	保護者	学校給食法第 1 1 条第 2 項	学校給食費
光熱水費	保護者（設置者※）	学校給食法第 1 1 条第 2 項	本市は設置者負担

※学校給食の実施に関する事務処理及び指導の指針について（昭和 48 年 6 月文部省体育局）において、光熱水費については学校の設置者が負担することが望ましいとされている。

【関係法令】

○学校給食法（抄） （経費の負担）

第十一条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者の負担とする。

○学校給食法施行令（抄）

（設置者の負担すべき学校給食の運営に要する経費）

第二条 学校給食の運営に要する経費のうち、法第十一条第一項の規定に基づき義務教育諸学校の設置者が負担する経費は、次に掲げる経費とする。

一 義務教育諸学校において学校給食に従事する職員（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十七条（同法第四十九条、第四十九条の八及び第八十二条において準用する場合を含む。）又は第六十九条の規定により義務教育諸学校に置かれる職員をいう。）に要する給与その他の人件費。ただし、市町村立の学校にあつては、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条の規定により都道府県の負担とされる経費を除く。

二 学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費

2 久喜市の学校給食費について

(1) 学校給食費の変動について

本市の学校給食費（保護者負担分）は、平成22年の合併当初は、給食回数や主食の提供回数等の違いにより、地区ごとに異なっておりました。その後、合併調整方針に基づき「合併後、2年以内に統一する」ため、学校給食審議会における検討や教育委員会での審議を経て、平成24年4月に統一しました。

その後、平成24年度以降の食材費の高騰や平成26年4月1日から消費税率が引き上げされたことを受け、学校給食審議会における検討や教育委員会での審議を経て、平成29年4月に学校給食費を改定し、現在に至っています。

○久喜市の学校給食費等の推移

年度	小学校			中学校		
	日額	月額	給食回数	日額	月額	給食回数
H22～H23	統一前（各地区で合併前の学校給食費を適用）					
H24～H26	231円	3,880円	185回	279円	4,600円	182回
H27～H28			188回			185回
H29～	243円	4,150円		295円	4,960円	

(2) 食材価格の高騰に伴う公費負担

物価高騰に伴う食材費の上昇分について、令和4年8月から下表のとおり食材費の一部を公費で負担することにより、栄養バランスの取れた安全で安心な学校給食を提供しています。

○学校給食1食あたりの食材費（賄材料費）の負担内訳

	保護者負担額	公費負担額	総額
小学校	243円	25円	268円
中学校	295円	30円	325円

※令和4年8月～令和5年3月までの間は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、令和5年度は市費（一般財源）を活用している。

(3) 学校給食費 1食あたりの内訳

現行の学校給食費が改定された平成29年度と令和5年度を比較すると、主食代（ごはん、パン、麺類）及び牛乳代の価格が上昇しています。

したがって、副食代（おかずやデザート）に充てることのできる食材費も圧迫されますが、令和5年度は、食材費高騰への対応策として、学校給食費（保護者負担分）に、1食あたり小学校25円、中学校30円を公費負担することで、副食代を確保しています。

仮に、この食材費高騰に対する措置がない場合は、副食代に充てることのできる額は、平成29年度と比較して、令和5年度は、小学校で約17円、中学校で約18円減少することになります。

①食材費高騰に対する市費負担を実施しない場合 (単位：円)

内訳	平成29年度		令和5年度		比較	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
学校給食費	243.00	295.00	243.00	295.00	0.00	0.00
主食代	50.60	66.67	61.03	78.07	10.43	11.40
牛乳代	51.89	51.89	58.38	58.38	6.49	6.49
副食代	140.51	176.44	123.59	158.55	△ 16.92	△ 17.89



学校給食費（保護者負担分）に、1食あたり小学校25円、中学校30円を公費負担

②食材費高騰に対する市費負担を実施 (単位：円)

内訳	平成29年度		令和5年度		比較	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
学校給食費	243.00	295.00	268.00	325.00	25.00	30.00
主食代	50.60	66.67	61.03	78.07	10.43	11.40
牛乳代	51.89	51.89	58.38	58.38	6.49	6.49
副食代	140.51	176.44	148.59	188.55	8.08	12.11

※主食（ごはん、パン、麺類）及び牛乳は、公益財団法人埼玉県学校給食会で定める県内統一価格です。主食代は、この価格を基にそれぞれの提供回数等を勘案して積算しています。

※表②の令和5年度の学校給食費は、保護者負担分に公費負担分を加えた額です。

※内訳は、年度当初に算出した1食あたりのそれぞれの額を記載しています。

【参考】食材価格の変動について

学校給食センター開設時（令和3年8月）と令和5年度の比較

（1）主な基本物資（主食及び牛乳）の価格変動例

品名	令和3年度	令和5年度	増減率
白飯（100g）	73.00円	78.52円	7.6%
コッペパン（70g）	54.29円	62.42円	15.0%
食パン（70g）	53.75円	61.86円	15.1%
地粉うどん（100g）	68.68円	79.86円	16.3%
中華めん（100g）	65.45円	75.14円	14.8%
牛乳（200ml 紙パック）	53.13円	58.38円	9.9%

（2）主な副食用食材の価格変動

品名	令和3年度	令和5年度	増減率
豚もも肉（小間切れ）1kg	900円	950円	5.6%
鶏むね肉（小間切れ）1kg	700円	842円	20.3%
鶏もも肉切り身60g	69円	97.2円	40.9%
フランクフルト50g	66.42円	74.52円	12.2%
冷凍うす塩鮭切り身60g	88.56円	106.92円	20.7%
下味付豚レバー澱粉付1kg	1,404円	1,728円	23.1%
冷凍液卵1kg	486円	540円	11.1%
豆腐1kg	452円	464.4円	2.7%
油揚げカット1kg	670円	759円	13.3%
米油1kg	318.6円	518.4円	62.7%
醤油10ℓ	1,782円	2,074円	16.4%
塩25kg	1,650円	2,370円	43.6%
砂糖30kg	5,988円	7,236円	20.8%
中濃ソース1.8ℓ	388.8円	496.8円	27.8%
味噌（白）1kg	188円	210円	11.7%
カレーフレークルー1kg	669.6円	702円	4.8%
煮干しパック1kg	1,620円	1,782円	10.0%
鰹節（碎片）500g	1,296円	1,620円	25.0%
乾燥カットわかめ（国産）200g	1,512円	1,836円	21.4%
切り干し大根1kg	1,715円	1,836円	7.1%
冷凍ホールコーン国産	438円	548円	25.1%
冷凍ブロッコリー	799.2円	1,026円	28.4%